

都南の園設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 76 号

都南の園設置条例の一部を改正する条例

都南の園設置条例（昭和 51 年岩手県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p data-bbox="199 488 430 520"><u>都南の園設置条例</u></p> <p data-bbox="159 536 244 568">(設置)</p> <p data-bbox="116 584 1104 858">第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の 3 に規定する肢体不自由児施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>附則第41条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設から成る総合的な施設として都南の園を盛岡市に設置する。</u></p> <p data-bbox="159 927 244 959">(管理)</p> <p data-bbox="116 975 902 1007">第 2 条 都南の園の管理に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p data-bbox="1200 488 1431 520"><u>療育センター条例</u></p> <p data-bbox="1160 536 1245 568">(設置)</p> <p data-bbox="1120 584 2107 810">第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の 3 に規定する肢体不自由児施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第 5 条第12項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 815 2085 916"><thead><tr><th data-bbox="1149 815 1615 866">名 称</th><th data-bbox="1615 815 2085 866">位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1149 866 1615 916"><u>岩手県立療育センター</u></td><td data-bbox="1615 866 2085 916"><u>盛岡市</u></td></tr></tbody></table> <p data-bbox="1160 927 1469 959">(指定管理者による管理)</p> <p data-bbox="1120 975 2107 1106">第 2 条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p data-bbox="1160 1121 1559 1153">(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p data-bbox="1120 1169 2107 1249">第 3 条 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p data-bbox="1149 1265 1709 1297">(1) <u>施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p data-bbox="1149 1313 2107 1393">(2) <u>前号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定めるもの</u></p> <p data-bbox="1160 1409 1312 1441">(利用料金)</p>	名 称	位 置	<u>岩手県立療育センター</u>	<u>盛岡市</u>
名 称	位 置				
<u>岩手県立療育センター</u>	<u>盛岡市</u>				

第4条 センターにおいて行う診療及び診断書等の交付(以下「診療等」という。)、
児童福祉法第24条の2第1項の指定施設支援(以下「障害児指定施設支援」と
いう。)、障害者自立支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス(以下「指
定障害福祉サービス」という。)並びに同法第77条第1項及び第3項の規定に
よる事業により提供されるサービス(以下「地域生活支援サービス」という。)
を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの利用に係る料金(以下「利
用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額と
する。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あら
かじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(1) 診療等に係る利用料金のうち健康保険法(大正11年法律第70号)及び老
人保健法(昭和57年法律第80号)の規定に基づく診療報酬の算定方法及び入
院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(以下「算定
方法等」という。)に定めのあるもの 算定方法等により算定した額(消費
税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法
律第226号)第2章第3節に規定する地方消費税が課されることとなるもの
にあっては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額(以下「消費
税等相当額」という。)を加算した額の範囲内で指定管理者が定める額)

(2) 診療等に係る利用料金のうち算定方法等に定めのないもの 当該診療等
に要する費用を基準として算定した額に消費税等相当額を加算した額の範囲
内で指定管理者が定める額

(3) 障害児指定施設支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 児童福祉法第7条第2項の障害児施設支援の種類ごとに障害児指定施設
支援に通常要する費用(同法第24条の2第1項の特定費用(以下この号に
おいて「特定費用」という。)を除く。)につき、同法第24条の2第2項
の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該
障害児指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるとき

は、当該現に障害児指定施設支援に要した費用の額)

イ 特定費用のうち児童福祉法第24条の12第2項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準により利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額

(4) 指定障害福祉サービスに係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 障害者自立支援法第5条第1項の障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービスに通常要する費用(同法第29条第1項の特定費用(以下この号において「特定費用」という。)を除く。)につき、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)

イ 特定費用のうち障害者自立支援法第43条第2項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準又は同法第44条第2項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準により利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額

(5) 地域生活支援サービスに係る利用料金 地域生活支援サービスの提供に要する費用の額の範囲内で指定管理者が定める額

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第5条 天災その他特別の事情により利用料金を納付することが困難な場合で、特に指定管理者において必要と認めた者については、利用料金を減免することができる。

(損害賠償等)

第6条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示

するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(都南の園使用料等条例の廃止)

2 都南の園使用料等条例（昭和32年岩手県条例第42号）は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例による改正後の療育センター条例（以下「改正後の条例」という。）第2条に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例第4条第2項第1号、第2号、第3号イ、第4号イ及び第5号に規定する額の範囲内で、知事の承認を受けて同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。

4 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

5 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(12) [略] <u>(13) 夜間看護手当</u> <u>(14)</u> [略] <u>(15)</u> [略] <u>(16)</u> [略] <u>(17)</u> [略] <u>(18)</u> [略] <u>(19)</u> [略]	(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(12) [略] <u>(13)</u> [略] <u>(14)</u> [略] <u>(15)</u> [略] <u>(16)</u> [略] <u>(17)</u> [略] <u>(18)</u> [略]

- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]
- (23) [略]
- (24) [略]
- (25) [略]
- (26) [略]
- (27) [略]
- (28) [略]
- (29) [略]
- (30) [略]
- (31) [略]
- (32) [略]
- (33) [略]
- (34) [略]
- (35) [略]
- (36) [略]
- (37) [略]
- (38) [略]
- (39) [略]

(放射線取扱手当)

第5条 放射線取扱手当は、保健所、生物工学研究所又は都南の園に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 前項の手当の額は、同項第1号に掲げる作業に従事する職員のうち都南の園に勤務する者にあつては勤務1月につき当該職員の給料月額額の100分の12、その他の者にあつては作業1日につき1,900円の範囲内で、同

- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]
- (23) [略]
- (24) [略]
- (25) [略]
- (26) [略]
- (27) [略]
- (28) [略]
- (29) [略]
- (30) [略]
- (31) [略]
- (32) [略]
- (33) [略]
- (34) [略]
- (35) [略]
- (36) [略]
- (37) [略]
- (38) [略]

(放射線取扱手当)

第5条 放射線取扱手当は、保健所又は生物工学研究所に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 前項の手当の額は、同項第1号に掲げる作業に従事する職員にあつては作業1日につき1,900円の範囲内で、同項第2号又は第3号に掲げる作業に従事する職員にあつては作業1日につき230円の範囲内で人事委員会

項第2号、第3号又は第4号に掲げる作業に従事する職員にあっては作業1日につき230円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

(社会福祉施設等勤務手当)

第6条 社会福祉施設等勤務手当は、都南の園、杜陵学園又は特別支援学校に勤務する職員が、入所者又は児童若しくは生徒の介助又は指導を補助する業務で人事委員会の定めるものに従事したときに、支給する。

2 [略]

(衛生検査業務手当)

第8条の2 衛生検査業務手当は、保健所、環境保健研究センター、都南の園又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員に対して、次に掲げる場合に、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

第9条から第9条の3まで 削除

(夜間看護手当)

第9条の4 夜間看護手当は、都南の園に勤務する看護師若しくは准看護師又は人事委員会がこれらに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。第11条において同じ。)において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき3,300円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

(夜間特殊勤務手当)

第11条 夜間特殊勤務手当は、警察職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

の定める額とする。

(社会福祉施設等勤務手当)

第6条 社会福祉施設等勤務手当は、杜陵学園又は特別支援学校に勤務する職員が、入所者又は児童若しくは生徒の介助又は指導を補助する業務で人事委員会の定めるものに従事したときに、支給する。

2 [略]

(衛生検査業務手当)

第8条の2 衛生検査業務手当は、保健所、環境保健研究センター又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員に対して、次に掲げる場合に、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

第9条から第9条の4まで 削除

(夜間特殊勤務手当)

第11条 夜間特殊勤務手当は、警察職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

(併給禁止)

第21条 [略]

2・3 [略]

4 職員が、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される月又は日(漁ろう手当及び用船手当にあっては、当該手当の支給される期間)については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる1の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

と畜検査等手当	[略]
放射線取扱手当	社会福祉施設等勤務手当
環境衛生検査等業務手当	[略]
[略]	
衛生検査業務手当	社会福祉施設等勤務手当 有害物取扱手当
[略]	

附 則

1～4 [略]

5 勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とすると人事委員会
が認める場合における夜間看護手当の額については、当分の間、第9条
の4第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に1,140円の範囲内で
当該事情に応じて人事委員会が定める額を加算した額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

(併給禁止)

第21条 [略]

2・3 [略]

4 職員が、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される月又は日(漁ろう手当及び用船手当にあっては、当該手当の支給される期間)については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる1の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

と畜検査等手当	[略]
環境衛生検査等業務手当	[略]
[略]	
衛生検査業務手当	有害物取扱手当
[略]	

附 則

1～4 [略]

6 一般職の職員の給料の調整額に関する条例（昭和32年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第3条 <u>社会福祉法人岩手県社会福祉事業団</u> に派遣された者に対する給料の調整額については、規則で定める。			第3条 <u>岩手県立療育センターの指定管理者（療育センター条例（昭和51年岩手県条例第57号）第2条に規定する指定管理者をいう。）</u> に派遣された者に対する給料の調整額については、規則で定める。		
別表 適用区分表（第2条関係）			別表 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
[略]			[略]		
杜陵学園	[略]		杜陵学園	[略]	
都南の園	<u>(1) 肢体不自由児（母子入園又は母子通園の肢体不自由児を除く。）の育成医療に直接従事することを本務とする看護師及び准看護師</u>	<u>3</u>			
	<u>(2) 肢体不自由児又は肢体不自由者の教育及び指導に直接従事することを本務とする職業指導員、児童指導員及び保育士</u>				
	<u>(3) 肢体不自由児の育成医療又は肢体不自由者の更生医療に直接従事することを本務とする医師、歯科医師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び理療士</u>	<u>2</u>			
	<u>(4) 肢体不自由児の育成医療又は肢体不自由者の更生医療に直接従事することを本務とする看護師及び准看護師（(1)に掲げる者を除く。）</u>	<u>1</u>			
	<u>(5) 本務として勤務する園長</u>				
特別支援	[略]		特別支援	[略]	

学校	
[略]	

学校	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。